

健衛発第1211001号  
基安労発第1211001号  
基安化発第1211001号  
平成18年12月11日

札幌弁護士会  
会長 藤本 明 殿



健康局生活衛生課長  
労働基準局安全衛生部  
労働衛生課長  
労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

弁護士法第23条の2に基づく照会について（回答）

平成18年8月3日付け札弁第614号にて照会依頼のありました標記について、別添のとおり回答します。

厚生労働省に対する照会の回答

① 昭和62年に発生した、所謂「学校パニック」以前に、わが国や御省が、建物内に吹き付けられた石綿が生命・身体に危険であるということをホテル等のビル所有者に対し、注意を喚起したり、石綿の危険性を周知していた事実の有無。

(回答)

ホテル等のビル所有者に限定して、特に注意喚起の文書を発出したことはない。

(参考) 昭和61年9月6日付基安発第34号「建築物の解体又は改修の工事における労働者の石綿粉じんへのばく露防止等について」を、建設関係の団体に発出し、第34号の2により、都道府県労働基準局あて文書を発出している。

② ②において無いとした場合、その理由。  
有るとした場合、その時期及び内容。

③ 学校パニック発生後、わが国や御省が、ホテル等ビル所有者に対し、建物内に吹き付けられた石綿の対応について注意を喚起したり、行政指導を行った事実の有無

(回答)

ホテル等のビル所有者に限定して、特に注意喚起を行ってはいない。

(参考) 昭和63年2月1日付「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」を、環境庁大気保全局大気規制課長及び厚生省生活衛生局企画課長から都道府県・指定都市・保健所政令市・特別区の担当部局長宛に通知している。

④ ③において、何らかの対応を行っていたとした場合、その対応の時期及び内容

⑤ わが国において、ホテル業界やビル管理業界が吹き付けられた石綿や石綿含有製品の危険性について一般的に認識できるようになったのは、何時ごろといえるか。

(回答)

何をもって「一般的に認識できるようになった」とするかが明らかでない  
判断できない。

⑥ 旧じん肺法において、同法が適用される「粉じん作業」について、「石綿をときほぐし、合剤し、吹き付けし、りゅう綿し、紡織し、積み込み、若しくは積み下ろしまたは石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し研磨し、仕上げし、若しくは包装する場所における作業」と定めております（じん肺法施行規則別表第1の23号）。

この場合、石綿含有製品（リボン、パッキン等）をボイラーの修繕のため、ボイラー室において1年に数回程度、切断して使用する作業は、同法で規定する「粉じん作業」に該当するか否か

(回答)

じん肺法（昭和35年法律第30号）第2条第1項第2号の粉じん作業は、じん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）別表第1各号に掲げる作業のいずれかに該当するものであって、別表第2に掲げる作業に該当するもの以外のものとするとしてされている。また、じん肺法施行規則別表第1第23号では、「石綿をときほぐし、合剤し、ふきつけし、りゅう綿し、紡糸し、紡績し、積み込み、若しくは積みおろし、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業」と定められており、石綿含有製品の切断作業については、同号の作業に該当するものとする。ただし、じん肺法各条の適用に当たっては、各々、粉じん作業の態様等、実態を踏まえて判断されることから、本件に関するじん肺法の適用の有無は不明である。

⑦ ⑤で記載したボイラー室においてボイラー修繕に石綿含有製品を使用する場合、かかる作業場やそこで稼働する労働者が、特定科学物質等予防規則で規定する「石綿粉じんが発散する屋内作業場」「石綿等を取り扱う作業場」「石綿等を取り扱う業務に常時従事する労働者」に該当するか否か

(回答)

⑤は⑥の誤り。特定科学物質等予防規則は、改正前の特定化学物質等障害予防規則の誤りである前提で回答する。「石綿粉じんが発散する屋内作業場」については、石綿含有製品により石綿粉じんが発散するような状態であるかにより判断されると考える。

「石綿等を取り扱う作業場」には該当すると考えられる。

「石綿等を取り扱う業務に常時従事する労働者」については、そのような業務に常時従事しているかによって、該当の有無が判断されると考える。